

学 長 決 定
平成 27 年 4 月 1 日

長崎県立大学院学則第 7 条に関し学長が定める事項について

(入学の定義)

第 1 条 長崎県立大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 7 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 7 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する学生の入学は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 編入学（大学院学則第 16 条）
- (2) 転入学（大学院学則第 16 条）
- (3) 再入学（大学院学則第 17 条）
- (4) 特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び研修員の入学（大学院学則第 44 条～第 47 条）

一部改正[令和 2 年教育研究評議会協議]

(研究科教授会の意見を聴くことが必要な事項)

第 2 条 大学院学則第 7 条の 2 第 4 項第 3 号及び第 7 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び専攻教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 転研究科又は転専攻
- (3) 学位の取消し
- (4) 特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び研修員の入学許可の取消し
- (5) 研修員の研修報告書の審査
- (6) 非常勤講師の審査

一部改正[令和 2 年教育研究評議会協議]

附 則

この学長決定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 4 日教育研究評議会協議）

この学長決定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。